

2026年（令和8年）5月25日

各自治会(町内会)連合会長 様

各自主防災組織代表者 様

福山市教育委員会教育長

（管理部教育総務課）

### 緊急避難場所の自主開設に伴う学校施設の鍵の貸与について（依頼）

日頃は、本市の教育行政につきまして、多大なるご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、災害発生の恐れがある場合に、地域でも必要に応じて緊急避難場所を自主開設する場合があることから、希望する自主防災組織に対して学校施設の鍵を事前に貸与する制度を2020年度から設けています。

つきましては、貸与を希望される場合は、鍵の保管等に関する注意事項を承諾の上、別紙申請書を教育総務課へ提出してください。

また、学校施設の鍵の貸与状況をご覧いただき、貸与済となっている組織につきましては、今一度、鍵の保管責任者等をご確認いただき、貸与時から保管責任者等に変更がある場合は、別紙届出書を必ず教育総務課へ届け出てください。

ご不明な点がございましたら教育総務課へご連絡ください。よろしくお願いたします。

#### 1 貸与する鍵

- ・屋内運動場出入口
- ・校舎出入口

（洪水、土砂又は津波災害時に校舎が緊急避難場所となっている場合のみ。指定の状況は福山市HP「緊急避難場所・避難所一覧」を参照してください。）

- ・門扉
- ・グラウンド夜間照明

※ 門扉及びグラウンド夜間照明は、設置していない学校があります。

※ ダイヤル式南京錠で施錠をしている門扉及びグラウンド夜間照明は、暗証番号を通知します。

#### 2 鍵の保管等に関する注意事項

- ・災害時の緊急避難場所の開設以外の目的には使用しないこと。
- ・鍵の保管責任者及び保管場所を決めること。

- ・申請後、保管責任者等が変更となった場合は、「学校施設の鍵に係る保管責任者等変更届出書」を必ず教育総務課へ届け出ること。
- ・鍵は、施錠できる場所に保管し、関係者以外が使用することがないようにすること。
- ・鍵を複製しないこと。
- ・貸与した鍵を過失により紛失した場合は、錠前の交換等も含め、弁償していただきます。

### 3 校舎避難時の注意事項

- ・各教室等は、児童生徒の持ち物等があるため、原則、施設管理者及び市職員等が不在の場合は、立ち入らないでください。

### 4 鍵の引渡しについて

日時及び場所については、後日、教育総務課から電話連絡いたします。

**【問合せ先】**

教育総務課 総務政策担当 矢野  
TEL084-928-1108

学校施設の鍵に係る保管責任者等変更届出書

年 月 日

福山市教育委員会教育長 様

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

学校施設の鍵の保管責任者及び保管場所について、次のとおり届け出ます。

学校名	
保管責任者名	
保管責任者住所	
保管責任者連絡先	(携帯) (自宅等)
保管場所	
保管場所所在地	

※保管責任者及び保管場所が変わった場合は、速やかに提出してください。

**【提出先】福山市教育委員会 教育総務課 総務政策担当**

**TEL 084-928-1108**

**FAX 084-928-1737**

**Mail kyoui-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp**

※この届出書の写しを自主防災組織で保管してください。

学校施設の鍵の貸与申請書

年 月 日

福山市教育委員会教育長 様

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

学校施設の鍵の貸与について、次のとおり申請します。

鍵の貸与を 希望する学校名	
保管責任者名	
保管責任者住所	
保管責任者 連絡先	(携帯) (自宅等)
保管場所所在地	
保管場所	
校舎の鍵の貸与 ※どちらかに○	洪水、土砂又は津波災害時の避難場所となっている校舎の鍵の貸与について ( 希望する / 希望しない )

※この申請書の写しを自主防災組織で保管してください。

※貸与した鍵を過失により紛失した場合は、錠前の変更等も含め、弁償していただきます。

**【提出先】福山市教育委員会 教育総務課 総務政策担当**

TEL 084-928-1108

FAX 084-928-1737

Mail kyoui-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp